

令和6年度がスタートして1ヵ月が過ぎました。児童・生徒たちは、新しい学校生活や出会いに少しずつ慣れ、毎日の学習に取り組んでいます。子どもたちも大人たちも「笑顔とがんばり」を毎日積み重ねることが、やがて大きな力になることを信じて、今年も一緒に進んでいきたいと思えます。

進路指導では、本人・保護者が描く将来の夢や願いの実現に向けて、必要な力を伸ばしていくために、必要な情報提供や相談を小・中・高が連携して取り組んでいます。自立と社会参加に向けて、在学中にどんな力を伸ばし、どんな準備をしていったらよいか、一緒に考えていきたいと思えます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

各学部の進路担当者です。どうぞよろしくお願いいたします。

(小学部) 平井 奈美 (中学部) 岡本 瑛子 (訪問教育) 山岡 智世実
(高等部) 全体：森分 三大 1年：三宅 絵理香 2年：小野 有紀 3年：藤田 侑子

進路関係のご相談やご質問などございましたら、担任や進路係までお問い合わせください。



主な進路関係（保護者参加）の行事予定

6月 進路学習週間 事業所見学
PTA主催 事業所見学

7月 職業ガイダンス (高2)

夏休み 岡山市福祉制度説明会 (高1)

地区別懇談会 (高2)

9月 学校公開 (学部説明会)

10月 PTA主催 事業所見学

ジョブマッチング (高1)

進路研修会 (全校)

1~2月 移行支援会議 (高3)

高等部の進路決定の過程で現れるトピック (2)

昨年度の進路だより6号で、「高等部の進路決定の過程で現れるトピック」について、「直Bアセスメント」「求職登録」「雇用対策上の重度知的障害者判定 (重度判定)」の内容を掲載しましたが、内容の一部=障害者雇用率の数字に誤り (~~4.5~~→2.5) がありました。申し訳ありません。今号は、障害者雇用率制度を含む2つのトピックを紹介します。

障害者雇用率制度について

障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) では、「障害者雇用制度」を定めており、事業主に対して常時雇用している労働者に障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用することを義務付けています。

現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.5% (下図) です。対象となる民間企業の範囲は、常時雇用労働者数40人以上の事業主となります。例えば、常時雇用している労働者が120人の企業は、 $120 \times 2.5\% = 3$ 人 (小数点以下切り捨て) となり、制度上3人以上の障害者雇用義務があることとなります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

特例子会社制度について (特例子会社とは)

障害者雇用率制度により、個々の事業主に義務づけられている障害者雇用の促進と安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。この制度は、事業主にとっては、障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができることや、障害者にとっては雇用機会の拡大が図られる等、双方に様々なメリットがあります。

障害福祉サービスの種別についての大まかな解説

施設入所支援

入所施設において、排泄、食事、入浴の介護サービスを提供します。また、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護

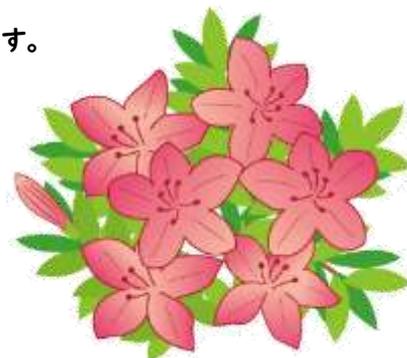
昼間、排泄、食事、入浴の介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（生活訓練）

一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。

就労移行支援

一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供します。



就労継続支援B型

一般企業・就労継続支援A型での就労が困難な人に、働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します（非雇用型）。自分のペースで働きたい、指導員から指導を受けて働くことの練習がしたい、仕事を徐々に覚えたい、といった方に向いています。

就労継続支援A型

一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します（雇用型）。生活のリズム、社会性などが概ね整っていて、賃金に見合った働きができることが求められます。仕事への責任感があり、休まず毎日出勤できる、職場のルールが守れるといった方に向いています。

共同生活援助（グループホーム（GH））

共同生活を営む住居で、主に夜間において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。

その他

地域活動支援センター（地域生活支援事業）

通所により、創作的活動・生産活動などの日中活動を提供します。



A棟1階正面玄関向かって外左側に、新規事業所や各種催し、講演会等の

進路に関する情報を更新掲示しています。また、同場所に、

昨年度まで2F小会議室にあった「各事業所からの広報誌」を置いています。

